

「第7期白老町障がい福祉計画・
第3期白老町障がい児福祉計画（案）」
についてご意見を募集いたします。（パブリックコメント）

「第7期白老町障がい福祉計画・第3期白老町障がい児福祉計画（案）」を取りまとめましたので、白老町自治基本条例第10条の規定に基づき、町民の皆様にお知らせし、ご意見を募集いたします。

■ご意見を募集する政策等の案の名称

「第7期白老町障がい福祉計画・第3期白老町障がい児福祉計画（案）」

■ご意見募集期間

令和6年2月1日（木）から令和6年3月1日（金）まで

■政策等の趣旨、目的及び背景

「第7期白老町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法（第88条第1項）に位置づけられている障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための行動計画です。各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込、見込量確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関することを定め、この度、令和6年度から令和8年度までの3カ年を計画期間とする計画を策定するものです。

「第3期白老町障がい児福祉計画」は、児童福祉法に位置づけられている、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を確保するための行動計画です。各年度における提供体制に係る目標、サービス種類ごとの必要な見込量及び必要な見込量の確保のための方策を定め、この度、令和6年度から令和8年度までの3カ年を計画期間とする計画を策定するものです。

■公表する資料

「第7期白老町障がい福祉計画・第3期白老町障がい児福祉計画（案）」

■公表資料の入手方法

町ホームページからダウンロードしていただくか、白老町役場（町民課窓口）、町内各郵便局（白老郵便局及び白老栄町簡易郵便局を除く）、いきいき4♥6（担当課）、白老町コミュニティセンター、図書館で入手できます。

■意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校等に通学する方
- (5) 町民が自主的に組織した団体
- (6) 白老町に納税義務を有している方
- (7) パブリックコメント手続き案件に係る事案に利害関係のある方

■提出方法

パブリックコメント意見提出様式に、必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。(パブリックコメント意見提出様式は、資料公表場所にも用意しております。)

- (1) 直接提出 健康福祉課 福祉支援グループ (担当課)
役場庁舎
いきいき4♥6
白老町コミュニティセンター
図書館
- (2) 郵送 〒059-0904
白老郡白老町東町4丁目6番7号
健康福祉課 福祉支援グループ 宛
※ 令和6年3月1日(金) 当日消印有効
- 3 FAX 0144-82-5561 健康福祉課 福祉支援グループ 宛
- 4 電子メール fukusi@town.shiraoi.hokkaido.jp
※ 町内4郵便局設置資料は添付の返信用封筒にて郵送可能

■提出されたご意見の取扱い

- ・提出されたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- ・計画(案)に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・提出されたご意見およびご意見に対する町の考え方は、広報、ホームページ等を通じて公表するほか、ご意見を提出された方に対してもお知らせします。
- ・口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- ・パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

■お問い合わせ先

〒059-0904
白老町東町4丁目6番7号 健康福祉課 福祉支援グループ
白老町総合保健福祉センター(いきいき4♥6)
電話：0144-82-5541 FAX：0144-82-5561
電子メール fukusi@town.shiraoi.hokkaido.jp